

津市市民課等への窓口用封筒無償提供者選定委員会設置要綱

平成28年10月14日訓第65号

改正 令和元年11月12日訓第11号

(設置)

第1条 津市市民課等へ窓口用封筒を無償提供する事業者の募集に当たり、最優先候補者（以下「候補者」という。）の決定を厳正かつ公正に行うため、津市市民課等への窓口用封筒無償提供者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対して意見を述べるものとする。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者の決定について必要なこと。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 委員長には市民課長を、副委員長には市民税課長をもって充てる。

3 委員には、広報課長、行政経営課長及び地域連携課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部市民課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓は、平成28年10月17日から施行する。

附 則（令和元年11月12日訓第11号）

この訓は、令和元年11月15日から施行する。